

平成29年度 第2回理事会議事録

1. 日時

平成29年5月11日(木) 午後2時~4時

2. 場所

津リージョンプラザ2階 第3会議室

3. 開会

定刻、永田克行副会長兼事務局長から、出席理事が12名であり過半数を超えていることから、定款第38条により本理事会の成立が告げられ、開会宣言がなされた。

4. 議長、議事録署名人選出および書記指名

定款第37条により、議長は会長。

議事録署名人は、議長と出席監事にお願ひし、書記には事務局員を指名。

5. 役員の出席

出席した理事は、西山治生、永田克行、水谷友則、平山澄人、今西貴久、奥田昌広、萩野俊之、山添馨、生田泰則、辻勝彦、小畑晴美、森みどり。

欠席理事は、山本淳一郎、岡本至、大久保春実、佐藤伸司。

出席監事は、橋爪俊裕、橋爪功次税理士。欠席監事は西中隆道

6. 議事の審議概要とその結果

冒頭に会長から、定款第27条により、会長、副会長の執務執行状況を報告された。また、本理事会の議題は、定時総会で質疑があった事項について、各支部会員の意見を支部長および部会長から聞き、調整していくことを目的に協議すると挨拶された。

協議事項

1) 学校飼育動物活動について

小動物部会で行なってきた事業活動だが、県教育委員会からの要請が減少し、事業としての活動がはっきりしなくなった。三泗支部は現在も支部内で実施されているが、学校側から直接病院に相談がくれば、個別で対応されているというのはどの支部も同じようである。今後も支部対応に変わりはないが、旅費や診療費くらいは会の事業費から出すことができるので、支部の小動物部会と市町教育委員会間において、話し合いを持っていただき、次年度に予算付けするためにも、今年度の実績報告を事務局にあげてもらいたい。

2) 部会費のあり方等及び会費の納入等について

定款や部会設置等の規程を確認したが、正会員が部会所属することが必須であるとの記載は無いと永田副会長から述べられた。続いて副会長から平成24年度から26年度の3年間は単年度決算において赤字が生じた理由説明があり、平成27年度28年度には黒字決算に転換したのは、単年度において、収入が支出を上回ったことにより黒字になっただけで、赤字を繰越金で補ってんして黒字に見せたものではないと述べられた。全国地方獣医師会の会費額、本会29年度収入予想額および必要不可欠な経費、更に、年度別狂犬病予防注射実施頭数の推移

表などの資料を基に、会費算出根拠について説明がなされた。

そのうえで、各支部正会員が現在の各会費額をどのようにとらえているか、支部長から取りまとめられた意見集約の報告がなされた。

「桑員支部」

世代別に意見が分かれた。若い人ほど会及び部会の必要性を感じていない。

「三泗支部」

全員一致して、一般会費以外は納付したくないとのこと。

「鈴鹿支部」

本理事会後に支部会議を予定、意見を聞くことになっている。

「松多支部」

今のところ開業会員からは会費について異論はない。今年の小動物部会費の減額で、ある程度評価されている。これから1年様子を見ていきたいとのこと。

「伊勢志摩」

開業会員の意見が纏まっていない。会費は高いが職員給料額は妥当、公務員一般会員も処遇改善等、獣医師会の働きにより恩恵を得ているのは明らか。

「伊賀支部」

一般会費を減額すれば非会員が戻ってくるとして、3年前の執行部が一般会費を5千円根拠のない減額を行ったがその効果が表れていない。ここは、いったんもとの25千円に戻してから、再度協議を望む。

「津支部」

- (1) 公益法人を一般社団にする。(2) 狂犬病注射料金を支部で扱う。(3) 会費の一律化。
- (4) 給与・服務規程の見直し。(5) 会費以外に狂犬病事業収益の活用。
- (6) 事務所の家賃が高い。(7) 会員名簿の印刷はやめてHPに載せる。(8) 文書(周知を含め)ペーパーレスへの移行。等、経費節減をしてはどうか。以上が各支部の意見。

次に、畜産家畜衛生部会及び公衆衛生部会理事の意見

畜産家畜衛生副部会は、獣医師会主催の学会発表など、機会を有効に利用することで職場での評価アップになることを説明し公務員に、入会するよう勧めてきた。しかし一般会費の値上げとなると、退会者増加につながるのではないかと懸念される。

公衆衛生部会は、本会で起きている多岐にわたる問題をあらためて認識した。今後、考えていきたい。

支部意見等に対し、専門の立場で監事の顧問税理士に意見を聞いた。

(1) 公益法人を一般社団に変えることについて

世の中では、法人の地位を上げるために公益法人を取ろうとしているのに、わざわざ下げる必要があるのか。公務員の関与のある公益法人格は珍しい。獣医師会の強みであって、お金にかえられないものがある。また、一般社団に変えたところで事務量はほとんど変わらない。通常、株式会社では事務員は大抵複数。ひとりだとチェックが掛からないし、パート・アルバイト

トの人にお金をさわらせていいのかも疑問だ。仮に派遣なら時給も高いだろし、事務処理のみしかやってもらえない。となると正規職員は 2 名が望ましい。今の人件費は抑えられていると思う。

(2) 税制面の優遇について

公益法人の課税は、収益事業(証明書+チップ販売)と職員給料等に消費税がかかってくるが、これを一般社団にしたら、非課税だった会費にも課税され、結局負担増になる。

(3) その他、契約上の無効も発生する。災害協定等の協定書等。

検討委員会の設置と継続協議について

今後、理事会内に検討委員会を設け、月 1 回か 2 か月に 1 回ほど会議を開催し、協議結果を理事会へ報告をすることとし、最終的には来年 2 月に結論を出すこととする。メンバーは、西山会長、永田副会長、山添小動物部会長、辻狂犬病予防部会長、岡本産業動物臨床部会長又は佐藤畜産家畜衛生部会長、北勢代表平山三泗支部長、中勢代表奥田津支部長、南勢代表生田伊勢志摩支部長に願います。と議長並びに副会長から話された。

3) その他

・入退会者の承認

永田副会長から資料の説明があり、退会者 8 名が承認された。これで正会員数は 296 名

・学校案内

亀山市にある徳風高等学校ドックケアコース進路指導部から求職依頼があり紹介された。